

## 1. 学校において予防すべき感染症の種類（学校保健安全法施行規則第18条）

- ①第一種 感染症予防法に規定する一類並びに二類感染症、および指定感染症  
エボラ出血熱、クリミア・ゴング出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ジフテリア、急性灰白髄炎、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。）
- ②第二種 飛沫感染をする感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いもの。  
インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1を除く）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱及び結核
- ③第三種 感染症のうち学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの。  
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症））

## 2. 出席停止（学校保健安全法第19条）

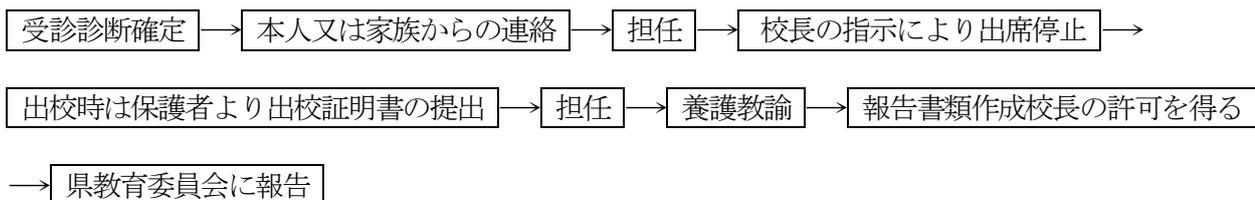
校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、またはかかるおそれのある生徒がいるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

## 3. 出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

\* 平成24年4月2日付、学校保健安全法施行規則の一部改正する省令(平成24年4月1日施行)にともなう改正箇所を下線を引いています。

- ①第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
- ②第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く）にかかった者については、次の期間。病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。  
イ インフルエンザにあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで。（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）  
ロ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。  
ハ 麻しんにあつては、解熱した後3日を経過するまで。  
ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。  
ホ 風しんにあつては、発疹が消失するまで。  
ヘ 水痘にあつては、すべての発疹が痂皮化するまで。  
ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後2日を経過するまで。
- ③結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

## 4. 出席停止の措置・方法



上記の手順で行います。主治医の出校証明書により、理由等を明確にし、その指示を励行しますので本人が登校する際に、証明書を持参・提出してください。（証明書は、各医療機関使用のものでも結構です。）